

北朝鮮による弾道ミサイル発射に強く抗議する決議

本年3月6日、北朝鮮は日本海に向けて弾道ミサイル4発をほぼ同時に発射し、そのうち3発は我が国の排他的経済水域に落下した。これは、国連安保理決議第2321号をはじめとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するものであり、断固として抗議する。また、航空機や船舶の安全が脅かされ、このような極めて問題のある危険な行為は決して許されない。

北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであり、我が国のみならず北東アジア、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行動であり、強く非難する。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対し、弾道ミサイルの発射に対して断固抗議するとともに、弾道ミサイルの発射禁止や弾道ミサイル計画に係る全ての活動の停止、北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議の遵守を強く求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北九州市議会